

人口減少・地域縮小・議員のなり手不足解消に繋がるか

休日・夜間を活用した議会運営の挑戦
～兼業議員の議員活動できる環境整備～

地方議会活性化シンポジウム2018発表資料

喬木村議会議長

下岡 幸文

「休日・夜間議会」運営の取り組み概要

取組経緯

- ・ 平成21年6月執行の村議会議員選挙において無投票となったことを機に、議会改革の機運が高まる。
「議会改革検討委員会」において、住民がより身近に議会に参加できる環境づくりとして「休日・夜間議会」の検討が行われたが、職員の人的負担・超過勤務等の経費負担が障壁となり、議論が進まなかった。
- ・ 平成24年12月、「喬木村議会基本条例」制定。
- ・ 平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となり、再び議会改革の機運が高まった。

取組内容

新人議員6名は兼業議員となった。兼業議員の負担を考慮しつつ、休日・夜間議会をスタート。

- ・ 会期は現行の日程(概ね16日間～20日間)のままで、本会議日数(3日間:開会、一般質問、閉会それぞれ1日)は変更しない。
- ・ 本会議のうち一般質問は土日(9:00～17:00)のどちらかで開催する。
- ・ 常任委員会は平日の夜間開催(19:00～21:00)を基本に運営する。議案数、請願・陳情等の状況によっては委員長の判断で平日の昼間開催も可能とし、弾力的に運営する。審議時間が不足する場合は、予備日を活用する。
- ・ 予算決算常任委員会は、補正予算審議の6月及び12月は夜間に実施し、当初予算・決算審議の3月及び9月は、平日昼間(2日～3日)の実施とする。

運用の工夫

- ・ 議案を受け取ってから調査研究を行う時間を確保するため、常任委員会を会期の後半に設定。
- ・ 議案に関する簡易な質問と回答、議員の考えを集約した資料はICTを活用して事前に議員が共有し、討論中心の会議を行うとともに、会議の効率化に取り組んだ。
- ・ 請願・陳情に関する趣旨説明補足資料を提出者に求め、委員で共有する。委員が収集した資料についてもPCメールを活用して情報共有を図る。
- ・ 傍聴者には、議員の共有した資料を配布して、審議の過程の可視化を図る。また、議会の審議の流れがわかる小冊子を作成して配布した。

配布した小冊子

配布用

平成30年度版

喬木村議会の審議の手引き



休日開催 本会議一般質問の様

平成29年12月定例会より休日・夜間議会運営を開催

長野県下伊那郡喬木村議会

〒395-1107

長野県下伊那郡喬木村6, 664番地

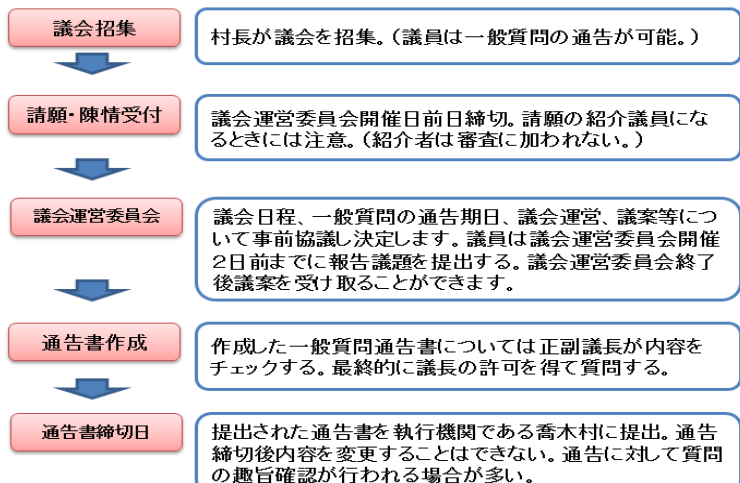
TEL 0265-33-3800

FAX 0265-33-4511

議会運営の概要と流れ

- ・ 喬木村議会定例会は3月、6月、9月、12月の年4回と条例で定められています。また、必要に講じて臨時会が開催されます。
- ・ 開会から閉会までの会期(期間)は概ね20日前後です。
- ・ 議会は通常村長が招集し、日程会期等は議会運営委員会で協議し、本会議に諮って決定致します。
- ・ 議場で行う本会議は、開会(初日)、一般質問、閉会(最終日)の3日間です。
- ・ 本会議初日に上程された議案のうち即決議案を除いて各常任委員会へ付託し、慎重審議をして委員会としての意思を決定します。
- ・ 平成29年12月より休日・夜間議会を実施しています。
- ・ 議案を手にしてから調査研究を行い、限られた期間で住民代表として意思決定しなければなりません。
- ・ 議会運営は秩序を大切にします。質疑・発言・一般質問等全て議長の許可なく行うことができません。

喬木村議会開会前の流れについて



誰でも出来ます「請願・陳情」の制度について

① 請願とは？

○紹介議員が必要です。(陳情との違い)

○日本国憲法第16条で国民の権利として保障されています。

○国内在住の外国人及び未成年者でも請願可能です。

○提出先: 喬木村議会事務局まで文書を持参提出下さい。

○提出時期: 議会運営委員会開会前まで(議員又は事務局へお問合わせ下さい。)

② 陳情とは？

○紹介議員が必要ない請願と考えてください。(請願との違い)

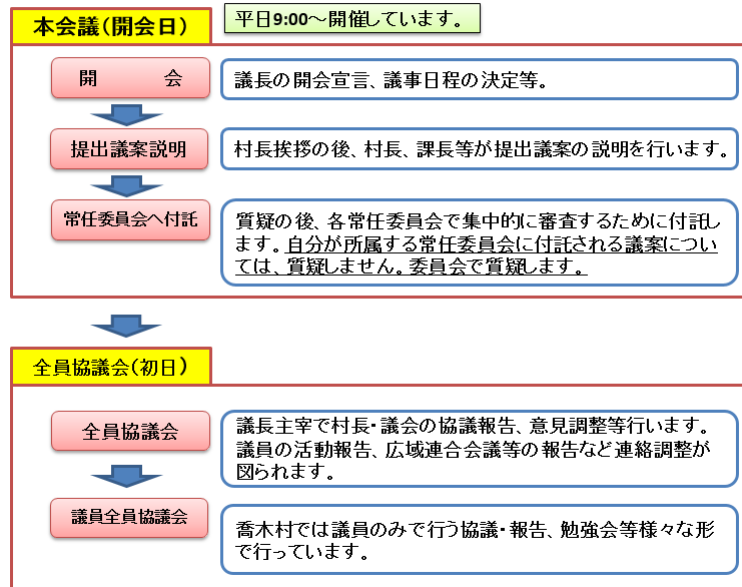
○請願同様に個人でも、PTAでも提出できます。

○提出先: 喬木村議会事務局まで文書を持参提出下さい。

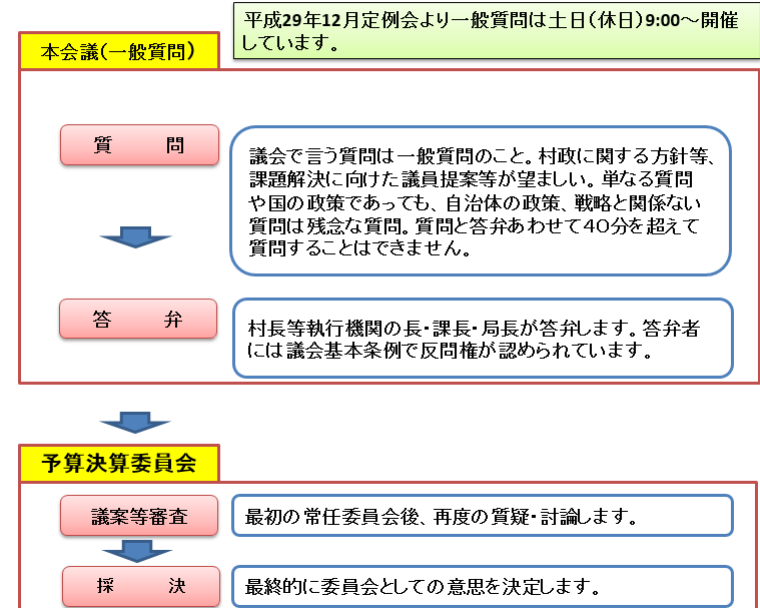
○提出時期: 議会運営委員会開会前まで(議員又は事務局へお問合わせ下さい。)

提出された請願・陳情はまず議会運営委員会で審議されます。**提出者は、付託された常任委員会で直接訴え、趣旨を説明することも可能です。**最終的には議員全員による本会議に於いて採択・不採択を決定し、併せて国・県等関係機関へ皆様の意見を届けます。

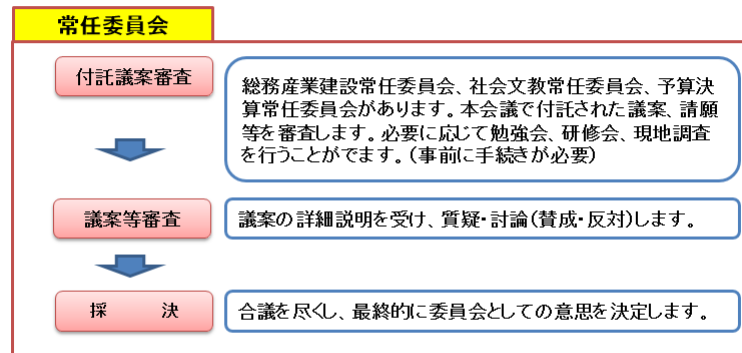
喬木村議会の流れについて(本会議1日目)



喬木村議会の流れについて(本会議2日目)

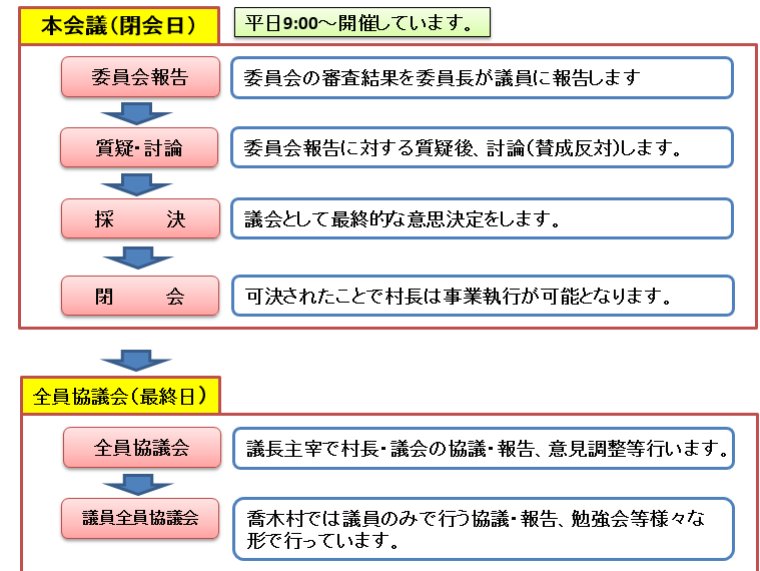


喬木村議会の流れについて(委員会1日~3日間)



平成29年12月定例会より総務産業建設・社会文教の常任委員会は原則、夜間開催(19:00~21:00)しています。
 予算決算常任委員会は、当初予算・決算予算の審議を行う3月・9月を除く6月と12月は夜間開催しています。

喬木村議会の流れについて(本会議3日目)



運用の成果

- ・ 小規模議会において「休日・夜間議会」は、工夫改善をすれば実現可能。喬木村議会は試行を経て今後も継続する。
- ・ 審議までの事前準備により、質疑・討論の件数が増加した。
- ・ 今まで以上に議案に対する調査研究の時間が増加し、議員から「達成感」という言葉が出るようになった。
- ・ 議員同士が議案に対する意見を交換する機会が見られるようになった。
- ・ 夜間開催の常任委員会の傍聴者は、議会モニターを中心に、平均2名から5名に増加した。
- ・ 休日開催の一般質問の傍聴者は、平均6名から15名に増加した。
- ・ 議員の考えをホームページで公開したり、傍聴者向け資料を充実させたことで、議会モニター含め傍聴者アンケートの回答には、忌憚のないご意見の他に改善案も寄せられ、議会運営に活かすことができた。

課題

- ・ 議員活動と仕事の両立がまだ出来ていない。
- ・ 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、議案の情報共有、議員のスケジュール調整(年間スケジュール)など、事前準備が必要となる。ICTを活用した情報共有の仕組みが有効である。
- ・ 夜間議会において、運営上問題事案が発生しても「長野県町村議長会」等関係機関への照会・確認が出来ない。
- ・ 常任委員会を会期の後半に設定することにより、調査研究の時間を確保したが、現在の会期のままでは、特に兼業議員の調査研究時間の確保には限界があることから、今後、「夜間・休日議会」の取組と合わせて、「通年会期」の導入を検討。
- ・ 喬木村議会の「休日・夜間議会」の運営は、多様な立場・兼業議員が仕事と議員活動を両立するための環境整備であり、「議員のなり手不足解消」の一助にしかなりえないことから、議員が自らミニ集会や懇談会等実施することで住民との距離を縮め、後継者育成に努める必要がある。
- ・ 議会モニター制度の充実(次期後継者の育成へ繋げられるか)
- ・ 傍聴者を継続的に確保するためには、傍聴者に配慮し「わかりやすい議会」にしなければならない。
- ・ 議会改革は数人のキーマンだけでは持続しない。全員協議会において議員全員がしっかり合意形成を図る必要がある。
- ・ 議会事務局の負担は増加する。事務局体制の強化が必要がある。